

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年六月二十九日
総理府 令第四十五号）（第四条関係）
大蔵省

改正案	現行
<p>（届出事項） 第一条 保険業法（以下「法」という。）第百二十七条第八号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～五（略）</p>	<p>（届出事項） 第一条 保険業法（以下「法」という。）第百二十七条第七号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～五（略）</p>